

## KAN 通信

VOL49

社労士オフィス.KAN



TEL072-395-1291

連絡先： 社労士オフィス.KAN  
社会保険労務士 武用 貴汰  
〒573-0013  
大阪府枚方市星丘 1-26-14  
電話：072-395-1291 F A X：072-395-1291  
e-mail：kanroumu3.1cocoa@ares.eonet.ne.jp

## 施行目前！ 個人情報保護法改正で確認しておくべきこととは？

### ◆コンピューターウイルス Emotet (エモテット) の 感染被害拡大中

現在、取引先等を装ってメールを送り付け、添付ファイルを開くと感染するコンピューターウイルス

Emotet の感染被害が拡大しています。

特徴は、メールの受信者が過去にメールのやり取りをしたことのある、実在の相手の氏名、メールアドレス、メール内容等の一部が流用されたりして偽メールと気づきにくい点です。

独立行政法人情報処理推進機構によれば、Emotet に感染した組織から窃取された、正規のメール文面やメールアドレス等の情報が使われていると考えられるということです。

### ◆改正個人情報保護法で個人情報漏洩等が発生した場合の報告が義務化

令和4年4月施行の改正個人情報保護法では、実際に被害が発生していなくても、個人情報漏洩等が発生した場合の個人情報保護委員会への報告が義務化されます。上記偽メールの被害に遭った企業では、氏名やメールアドレスなどが外部に流出したケースも確認されています。

こうした方が一に備えるため、個人情報保護委員会では漏洩等報告の手順の整備を呼びかけています。

### ◆安全管理のために講じた措置の公表等も義務化

また、どのような安全管理措置が講じられているか、本人が把握できるようにする観点から、安全管理措置の公表等が原則義務化されるほか、本人の開示請求の要件が緩和されます。保有個人データを棚卸し、開示請求に備えておく必要があります。

さらに、外国にある第三者に個人データを提供する場合の情報提供等も改正さ

れますので、自社の対策に漏れがないか、確認しておきましょう。

### 【情報処理推進機構

「Emotet (エモテット)」と呼ばれるウイルスへの感染を狙うメールについて】

<https://www.ipa.go.jp/security/announce/20191202.html>

【個人情報保護委員会「改正個人情報保護法対応チェックポイント】

[https://www.ppc.go.jp/news/kaiseihogohou\\_checkpoint/](https://www.ppc.go.jp/news/kaiseihogohou_checkpoint/)

## 中小企業の賃金動向と今後の見通し

### ◆給与水準を引き上げた企業は昨年より上昇も、2年連続で半数を下回る

コロナ禍で経営環境が厳しく、従業員の賃上げにも二の足を踏む企業も多いところです。日本政策金融公庫が公表した「中小企業の雇用・賃金に関する調査」結果（調査時点2021年12月、有効回答数5,640社）によると、2021

年 12 月の正社員の給与水準を前年から「上昇」させた企業割合は 41.1%と、前回調査 (31.2%) から 9.9 ポイント上昇したそうです。ただ、コロナ禍前は給与水準上昇との回答が 5 割を超えていたことから、2 年連続で半数を下回っている点が指摘されています。

#### ◆正社員の給与水準上昇の背景

同調査では、「正社員の給与水準上昇の背景」も聞いており、「自社の業績が改善」と回答した企業割合が 35.0%と最も高く、次いで「採用が困難」(19.3%)、「最低賃金の動向」(18.1%)、「同業他社の賃金動向」(10.3%)と続いています。

特に 2021 年は、「最低賃金の動向」による影響が前年度よりも増加していることから、過去最大の上げ幅となった最低賃金の引上げが影響を与えたことがわかる結果となっています。

#### ◆他社との採用競争と給与水準の見直し

2022 年見通しをみると、給与水準を「上昇」と回答した企業割合は 44.4%となっており、増加傾向にあります。コロナによる影響から持ち直している企業も増える中、すでに人手不足を訴える企業も増えています。人手不足は売上機会の逸失というリ

スクを生み、企業の経営上、影響は非常に大きいところです。今後、他社との人材獲得競争の中、給与水準の見直しを検討することも考えられるでしょう。

【日本政策金融公庫「中小企業の雇用・賃金に関する調査結果」】

[https://www.jfc.go.jp/n/findings/pdf/tokubetu\\_220225.pdf](https://www.jfc.go.jp/n/findings/pdf/tokubetu_220225.pdf)

#### 4 月の税務と労務の手続期限 [提出先・納付先]

##### 11 日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出 <前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]

##### 15 日

- 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書の提出 [市区町村]

##### 5 月 2 日

- 預金管理状況報告の提出 [労働基準監督署]
- 労働者死傷病報告の提出 <休業 4 日未満、1 月～3 月分> [労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]

- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出 (雇用保険の被保険者でない場合) <雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]
- 公益法人等の法人住民税均等割の申告納付 [都道府県・市町村]
- 固定資産税・都市計画税の納付 <第 1 期> [郵便局または銀行]  
※都・市町村によっては異なる月の場合がある。
- ・土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間 (4 月 1 日から 20 日または第 1 期目の納期限までのいずれか遅い日以降の日までの期間)

#### ～当事務所より一言～

4 月は、何か始めたくなる衝動にかられるのか？ゴルフの教室に通うことにしました。歳ですし、運動音痴なので挫折するかもしれませんが、ちょっとやってみたくなりました。人間いつどうなるかわからないのでやりたいことはやってみようと思います。